

紀美野町セミナーハウス未来塾条例

平成18年1月1日

条例第84号

(設置)

第1条 地域資源を高度に活用し、都市との交流を図り、山村地域における産業の活性化拠点施設として知識と技術の交流を行い、もって本町の住民の生活の向上を促進するため、セミナーハウス未来塾を設置する。

(名称及び位置)

第2条 セミナーハウス未来塾の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
紀美野町セミナーハウス未来塾	紀美野町田25番地

(事業)

第3条 紀美野町セミナーハウス未来塾(以下「セミナーハウス」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 都市との交流事業
- (2) 文化の発信事業
- (3) 施設の提供に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、セミナーハウスの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 セミナーハウスの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3号の規定により、法人その他の団体であつて紀美野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、次の業務を行わせることができる。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に業務を行わせる場合における第6条から第9条、第11条、第12条、第15条及び第16条の規定については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(職員)

第5条 セミナーハウスに所長その他必要な職員を置く。

2 教育委員会は、管理運営上必要と認めるときは、セミナーハウス指導員(以下「指導員」という。)を置くことができる。

(休館日)

第6条 セミナーハウスの休館日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 教育委員会は、前項に規定する休館日のほか、セミナーハウスの管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第7条 セミナーハウスの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可)

第8条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) その利用がセミナーハウスの設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、セミナーハウスの管理上支障があるとき又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第11条 利用者は、セミナーハウスを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセミナーハウスの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。

(使用料)

第13条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 教育委員会は、使用料を指定管理者の収入とすることができる。

3 前項の場合における第1項の使用料の額は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

(使用料の減免)

第14条 町長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) セミナーハウスの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、セミナーハウスの施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第17条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(所長の諮問機関)

第18条 セミナーハウスの合理的かつ効果的な管理運営を行うため、所長の諮問機関を置くことができる。

2 前項の諮問機関の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(業務の委託)

第19条 教育委員会は、セミナーハウスの目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(指導員等の報酬)

第20条 指導員等の報酬及び費用弁償については、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(平成18年紀美野町条例第40号)の定めるところによる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年6月17日条例第20号)

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の美里町セミナーハウス未来塾の設置及び管理運営に関する条例(昭和63年美里町条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第13条関係)

セミナーハウス未来塾施設使用料

1 施設使用料

(1) 研修施設(宿泊を伴うもの)

区分		使用料
1人当たり	小学生・中学生	1,060円
	高校生	1,360円
	大学生	1,760円
	一般	1,760円
野外体験学習場 (キャンプ場)		持込みテント1張り 630円 附属設備のテント1張り 1,260円

(注) 使用料は、1泊(午前10時から翌日午前10時までの間)当たりとする。

2 各室使用料

(1) 各室使用料(会議等)

室名	本館		郷土料理創作 実習室
	実習室	集会室	多目的実習室
基本料金 3時間	3,100円	3,100円	3,100円
超過料金 (1時間又はその端数ごと に)	700円	700円	700円

(注)

宿泊研修での上記各室利用の場合は、使用料は、無料とする。

ただし、午後9時以後の利用は、超過料金表のとおりとする。